

松山市中小企業等応援金(第2弾)

(えひめ版応援金【県・市連携事業】)

FAQ

令和3年10月13日

地域経済課

目次

1. 松山市中小企業等応援金(第2弾)について	1
Q1. 松山市中小企業等応援金(第2弾)とは？	1
Q2. 応援金の給付額は？	1
Q3. 応援金の給付要件は？	1
2. 応援金の対象者について	2
Q4. 応援金の給付対象者は？	2
Q5. 「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」とは？	3
Q6. 先に市の応援金を申請し、後日、国の月次支援金等を申請することは可能か。	3
Q7. 令和2年11月に店舗をオープンしたため、令和2年6～9月の売上が無く、比較ができない場合、申請はできないのか？	4
Q8. 令和3年9月1日以降に開業した場合は？	4
Q9. すでに廃業したが、給付対象となるか？	4
Q10. 給付対象となる業種は？	5
Q11. 時短協力金の対象者は応援金の対象外とのことだが、協力金を受けとっていない場合も対象外となるのか？	5
Q12. 会社以外の法人とは？	5
Q13. 法人で、本社が松山「市外」、支店が松山「市内」にある。応援金の対象となるか？	5
Q14. 個人事業主で、松山「市外」に住所を有しているが、事業所は松山「市内」である。応援金の対象となるか？	5
Q15. 応援金の給付要件にある「感染対策」とは？	6
Q16. 外郭団体(指定管理者)や第三セクターは応援金支給の対象となるか。	6
Q17. 応援金との重複受給が認められない月次支援金の範囲は。	6
3. 応援金の申請について	7
Q18. 申請の受付期間は？	7
Q19. 申請書類はいつから配布してもらえるのか。	7
Q20. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか？	7
Q21. 多角的な事業展開により、飲食店を営んでいる中小企業者等が、時短要請を受けて協力金の支給を受けたが、別の部門(例えば小売事業)でも影響を受けたことにより、売上げが30%以上減少した場合、申請可能か。	7
Q22. 売上とは？	7

4. 申請書類について.....8

- Q23. 事業収入の添付書類（確定申告書の写しなど）がない場合はどのようにすればよいのか。 8
- Q24. 事業収入の売上が確認できる書類の見方がよく分からない。 8
- Q25. 対象となる年間売上の下限（法人 240 万円、個人 120 万円）については、税込、税抜のどちらで判断するのか？ 8
- Q26. 事業収入（売上）の比較は、雑収入や家事消費等を含めた事業収入全体で行うのか。.. 8
- Q27. 国の持続化給付金等の給付金収入は売上に含めるか。..... 8
- Q28. 会社が合併した場合は、比較対象月の売上はどう算出したらよいか？ 8
- Q29. 確定申告は行っているものの、税務署の受付印等のある控えが見当たらない場合はどうしたらよいか？ 8
- Q30. 収支内訳書を作成せずに白色申告をしており、税務署でも受理されている。応援金申請の必要書類である収支内訳書を提出することができないがどうしたらよいか？ 9

5. その他.....10

- Q31. 応援金に関する問い合わせ先は？ 10
- Q32. 申請から給付までの期間は？ 10

1. 松山市中小企業等応援金(第2弾)について

Q1. 松山市中小企業等応援金(第2弾)とは？

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経営への影響の長期化により、事業収入(売上)が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む法人又は個人事業主を支援するため、「松山市中小企業等応援金(第2弾)」として給付するものです。

Q2. 応援金の給付額は？

- 法人：30万円(うち、松山市独自上乗せ分 10万円)
 - 個人事業主：15万円(うち、松山市独自上乗せ分 5万円)
- ※応援金(第2弾)申請は、1事業者につき1回限りです。

Q3. 応援金の給付要件は？

- 以下①～④のいずれも満たす必要があります。
- ① 令和3年6～9月までのいずれかの月の事業収入(売上)が、令和元年又は令和2年同月(以下「比較対象月」)の事業収入(売上)と比較して30%以上減少していること。
又は、令和3年6～9月のうち任意の連続2か月の月間事業収入(売上)が、令和元年又は令和2年同月の月間事業収入(売上)と比較して、各月が連続して15%以上減少していること。
 - ② 比較対象月を含む年間売上(税込)が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること。
 - ③ 応援金(第2弾)を感染対策や事業活動等の充実に活用し、将来に向かって効果が持続する形で事業活動に取り組むこと。
 - ④ 応援金(第2弾)の給付を受けた後も事業を継続する意思があること。

2. 応援金の対象者について

Q4. 応援金の給付対象者は？

- 令和3年9月1日時点で、松山市内に本社・本店を有する中小企業者等の法人及び松山市内に住所を有する個人事業主。
- 本社・本店とは、履歴事項全部証明書における本店を指します。
- 中小企業基本法に定める中小企業者^(※1)に加えて、医療法人、NPO 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。
- 会社以外の法人^(※2)については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。
 - ① 資本金の額又は出資の総額^(※3)が3億円以下であること。
 - ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数^(※4)が300人以下であること。
 - ③ 主たる事務所の所在地が、松山市内にあること。

※1 中小企業基本法に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者(※資本金、従業員数の一方が下記の場合)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 法人格を持っているもののうち会社以外のもの(例：社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、農(漁)業協同組合など)

※3 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般社団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

※4 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。(パート、アルバイト、派遣職員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は、「予め解雇の予告を必要とするもの」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。)

【※対象外】

- ① 「松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金(第6弾又は第7弾)」の対象事業者
- ② 令和3年6～9月の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」を一度でも受給した事業者

- ③ 松山市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 32 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項の風俗営業(ただし、同項第 1 号の一部(料理店)及び第 5 号(ゲームセンター)は除く。)及び同法第 2 条第 5 項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- ⑤ 国、法人税法別表第 1 に規定する公共法人

法人税法別表に掲げる団体等

株式会社日本政策金融公庫 港務局 国立大学法人 社会保険診療報酬支払基金
 水害予防組合 水害予防組合連合 大学共同利用機関法人 地方公共団体
 地方公共団体金融機構 地方公共団体情報システム機構 地方住宅供給公社
 地方税共同機構 地方道路公社 地方独立行政法人 独立行政法人(その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。) 土地開発公社 土地改良区 土地改良区連合
 土地区画整理組合 日本下水道事業団 日本司法支援センター 日本中央競馬会
 日本年金機構 日本放送協会

- ⑥ 政治団体
- ⑦ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑧ 大企業及びみなし大企業
 ※みなし大企業は次のいずれかが対象となります。
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- ⑨ ①～⑧までに掲げる者のほかに、応援金(第 2 弾)の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

Q5.「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」とは？

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（中小企業庁）

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

2021 年 4 月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う時短営業等の影響により、売上が 50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付。

Q6. 先に市の応援金を申請し、後日、国の月次支援金等を申請することは可能か。

- 応援金(第 2 弾)の給付を受けた事業者は、県の取り決めにより、月次支援金（6～9 月分）の申請及び受給はできないことになっています。市の応援金の給付決定後に不正等が発覚した場合は、給付決定を取り消し、応援金の返還に加え、加算金も徴することになりますので、両制度の併給はしないようにお願いします。

Q7. 令和 2 年 11 月に店舗をオープンしたため、令和 2 年 6～9 月の売上が無く、比較ができない場合、申請はできないのか？

- 新規開業特例がありますので、下記の要件を満たせば申請は可能です。

【創業・新規開業特例】

対象月となる令和 3 年 6～9 月との比較を行うことが困難である令和元年 6 月 2 日～令和 3 年 8 月 31 日の間に創業又は新規開業した法人又は個人事業主については、特例として、以下のとおり取り扱います(法人設立日又は開業日を確認できる証拠書類等が必要です)。

なお、事業収入(売上)の下限要件「比較対象月を含む年間売上(税込)が、法人 240 万円以上、個人事業主 120 万円以上であること」については、免除となります。

(1) 令和元年 6 月 2 日～令和 2 年 11 月 30 日の間に創業又は新規開業した事業者

- ① 令和 3 年 6～9 月のいずれかの月の事業収入(売上)が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入(売上)と比較して、30%以上減少していること。
- ② 令和 3 年 6～9 月のうち任意の連続 2 か月の月間事業収入(売上)が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入(売上)と比較して、各月が連続して 15%以上減少していること。

※設立又は開業した月は、操業日数にかかわらず、1 か月とみなします。

(2) 金融機関から融資を受け、又は支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であって、令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日の間に創業又は新規開業した事業者

- ① 令和 3 年 6～9 月のいずれかの月の事業収入(売上)が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和 3 年 6～9 月のうちの同月の事業収入(売上)と比較して、30%以上減少していること。
- ② 令和 3 年 6～9 月のうち任意の連続 2 か月の月間事業収入(売上)が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和 3 年 6～9 月のうちの同月の事業収入(売上)と比較して、各月が連続して 15%以上減少していること。

Q8. 令和 3 年 9 月 1 日以降に開業した場合は？

- 応援金の対象とはなりません。

Q9. すでに廃業したが、給付対象となるか？

- 給付要件に「応援金(第 2 弾)の給付を受けた後も事業を継続する意思があること」とあることから、廃業することが分かっている場合は、応援金の給付対象となりません。

Q10. 給付対象となる業種は？

- 給付要件を満たす事業者であれば、特に業種による制限はありません。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経営への影響の長期化により、事業収入(売上)が大きく減少した中小企業等を対象としており、中小企業基本法に定める中小企業者に加えて、医療法人、農業法人、NPO 法人など、会社以外の法人についても幅広く対象としています。

Q11. 時短協力金の対象者は応援金の対象外とのことだが、協力金を受けとっていない場合も対象外となるのか？

- 「松山市新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金(第 6 弾又は第 7 弾)」の対象者として該当しているのであれば、協力金の受給の有無に関わらず応援金(第 2 弾)の対象外です。

Q12. 会社以外の法人とは？

- 会社以外の法人 (※1) については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。
 - ① 出資の総額 (※2) が 3 億円以下であること。
 - ② 出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 300 人以下であること。
 - ③ 主たる事務所の所在地が、松山市内にあること。

(※1) 法人格を持っているもののうち会社以外のもの(例：社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、農(漁)業協同組合など)

(※2) 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については、「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

Q13. 法人で、本社が松山「市外」、支店が松山「市内」にある。応援金の対象となるか？

- 令和 3 年 9 月 1 日時点で、松山市内に本社・本店を有する事業者を対象としていますので、本社・本店が市外の場合、「松山市中小企業等応援金(第 2 弾)」の対象となりません。
なお、本社・本店が愛媛県内であれば、本社・本店が所在する自治体へ「えひめ版応援金【第 2 弾】」の申請可否について、お問い合わせください。

Q14. 個人事業主で、松山「市外」に住所を有しているが、事業所は松山「市内」である。応援金の対象となるか？

- 令和 3 年 9 月 1 日時点で、事業所が松山市内であっても、市外に住所を有している方は対象となりません。
なお、住所地が愛媛県内であれば、住所のある自治体へ「えひめ版応援金【第 2 弾】」の申請可否について、お問い合わせください。

Q15. 応援金の給付要件にある「感染対策」とは？

- 「感染対策」とは、殺菌、飛沫防止や3密回避等に資する取組みです。
【例】手指消毒用アルコール、CO₂センサー、衝立等の設置や従業員への意識啓発活動、テレワークの実施など

Q16. 外郭団体(指定管理者)や第三セクターは応援金支給の対象となるか。

- 外郭団体や地方自治体が出資又は出えんを行っている第三セクターは、原則として応援金の支給対象にはなりません。

Q17. 応援金との重複受給が認められない月次支援金の範囲は。

- 令和3年6～9月を対象月（売上が50%以上減少した月）とする月次支援金を受給した者は、応援金との重複受給が認められません。
ただし、令和3年5月以前の月を対象月とする月次支援金を受給した者については、この限りではありません。

3. 応援金の申請について

Q18. 申請の受付期間は？

- 申請の受付期間は令和3年10月18日(月曜日)から12月17日(金曜日)までです

Q19. 申請書類はいつから配布してもらえるのか。

- 市のHPで申請書や申請要領など申請に必要な書類を掲載しています。
また、紙媒体の申請書類は、「松山市役所本館 8階 地域経済課」で配布を行っています。
なお、10月18日以降は、「松山市役所本館 11階 大会議室」で配布を行います。

Q20. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか？

- 申請は法人又は個人事業者単位となるため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q21. 多角的な事業展開により、飲食店を営んでいる中小企業者等が、時短要請を受けて協力金の支給を受けたが、別の部門（例えば小売事業）でも影響を受けたことにより、売上げが30%以上減少した場合、申請可能か。

- 会社全体として判断するため、応援金の対象外となります。

Q22. 売上とは？

- 確定申告書類において事業収入として計上するものを指します（収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません）。なお、不動産収入や給与収入、雑所得や一時所得等は含みません。
- 会社内部で事業が分かれている場合であっても、各事業の売上ではなく、会社全体（全事業）での売上減少幅が給付要件を満たしていることが必要です。

4. 申請書類について

Q23. 事業収入の添付書類（確定申告書の写しなど）がない場合はどのようにすればよいのか。

- 応援金の給付要件に事業収入(売上)の減少があることから、証拠書類となる確定申告書等の添付ができない場合は、書類不備となり応援金をお支払いすることができません。
税務署等でコピーを取得するなど、必要書類の準備をお願いします。
詳しくは、申請要領をご確認ください。

Q24. 事業収入の売上が確認できる書類の見方がよく分からない。

- コールセンターでご相談に応じています。
松山市中小企業等応援金コールセンター（10月15日(金曜日)9：00 開設予定）
TEL：089-909-7182、080-2853-（1232・1233・1234・1235・1236）

Q25. 対象となる年間売上の下限（法人 240 万円、個人 120 万円）については、税込、税抜のどちらで判断するのか？

- 税込で判断してください。

Q26. 事業収入（売上）の比較は、雑収入や家事消費等を含めた事業収入全体で行うのか。

- 事業収入(売上)には、原則として、雑収入(助成金収入等)や家事消費等は含みません。「令和2年は持続化給付金等のコロナ対策関係の助成金を受けた個人事業主が多いため、雑収入を含めると適切な比較が難しい」ことが理由として挙げられます。
- 法人の場合、確定申告書の売上(収入)に雑収入は含まれません。

Q27. 国の持続化給付金等の給付金収入は売上に含めるか。

- 国の持続化給付金、雇用調整助成金等の給付金・助成金収入は、事業収入(売上)には含めません。

Q28. 会社が合併した場合は、比較対象月の売上はどう算出したらよいのか？

- 各社の売り上げの合算で算出してください。

Q29. 確定申告は行っているものの、税務署の受付印等のある控えが見当たらない場合はどうしたらよいのか？

- 税務署で受付押印済みの申告書が閲覧できる場合は、その内容がわかる全体を撮影した写真をご提出ください。（内容が確認できるよう鮮明に写っている必要あり）
- 受付印等がない確定申告書に加え、税務署発行の納税証明をご提出ください。（確定申告書と

納税証明の内容（申告額など）が一致している必要あり）
※市役所発行の納税証明ではありませんのでご注意ください。

- 松山税務署

住所：松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎

TEL：089-941-9121

Q30. 収支内訳書を作成せずに白色申告をしており、税務署でも受理されている。応援金申請の必要書類である収支内訳書を提出することができないがどうしたらよいか？

- 収支内訳書に代えて収入金額の内訳（売上金額、家事消費、その他の収入）及び支出が記載された月の資料を提出してください。確定申告書の対象期間の全ての月の売上台帳等を添付してください。

※確定申告書の金額と売上台帳等の金額が一致すること。

※応援金における事業収入には、家事消費、その他の収入（持続化給付金など）は含まないため、売上金額で要件を満たしているかを判断します。

5. その他

Q31. 応援金に関する問い合わせ先は？

- 松山市中小企業等応援金コールセンター
TEL : 089-909-7182、080-2853-(1232・1233・1234・1235・1236)
受付時間 : 9 時 00 分～18 時 00 分 (土・日・祝を含む)

Q32. 申請から給付までの期間は？

- 申請書類の審査後 1 週間程度で給付を行うこととしていますが、書類の不備等があった場合には、給付までに時間を要する場合があります。
申請を行う際には、証拠書類の添付漏れや記入ミス等に十分気を付けてください。
また、記入いただく連絡先の電話番号等は、常時連絡のつく電話番号にしてください。よくあるケースとして、記入いただいた電話番号がなかなかつながらず、修正に時間がかかり、給付が遅れることがあります。